

平成28年度 上伊那圏域地域自立支援協議会議事録

会議	部会名	第 1 回	権利擁護	部会	参加者数	26 人	会場	伊那市福祉まちづくりセンター 大会議室
	日時	平成 28 年 6 月 17 日 (木) 14:00 ~ 16:00						
主 テ マ	<p>1 開会</p> <p>2 部会長あいさつ</p> <p>3 辰野アドバイザーあいさつ</p> <p>4 議題 (1)昨年度の活動報告と今年度の活動方針について (2)障害者差別解消法からの障害者差別解消支援地域協議会について (3)障害者差別解消法から～事例検討</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>							
	<p>1 開会</p> <p>2 部会長あいさつ 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター所長 矢澤 秀樹 氏 障がいのある全ての方に関わる部会。今年度は障害者差別解消法も施行された。事例を積み重ねて住みやすい地域になっていくと良い。</p> <p>3 辰野アドバイザーあいさつ きらりあ 地域相談体制支援アドバイザー 辰野 恒雄 氏 権利擁護部会は今年度で4年目。法律的な裏付けが出来た中で、より活発な議論をしていただきたい。</p> <p>4 議題 (1)昨年度の活動報告と今年度の活動方針について ・昨年度の活動について 第1回 差別解消法について学びを深めた。また、電動車いすで生活する当事者から歩道の段差について問題提起があり、後日、車いす体験を行った。その後、県の公共工事で段差解消工事が行われ、工事完了後、段差解消を検証する車いす体験を行った。 第2回 精神科病棟の居住施設化をめぐる動きについて共有した。その後、当事者からの問題提起もあり、長野県として「居住施設化はふさわしくない」という決定に至っている。 第3回 虐待に関する事例の報告・共有をした。また、当事者の意見を集約する体制づくりについて検討を行った。 ・今年度の活動について 引き続き、当事者からの意見を大事にしていきたい。また、事例検討を行って事例を積み重ね、事例集の作成につなげていきたいと考えている。外部機関の視察や障害者差別解消支援地域協議会の設立も今年度の活動の柱としたい。</p> <p>(2)障害者差別解消法からの障害者差別解消支援地域協議会について 上伊那障害者差別解消支援地域協議会(仮称)の構成メンバーは権利擁護正副部会長、各市町村担当者、きらりあで考えている。窓口で対応困難な事例について協議し、差別解消の手立てを探ることが役割。協議結果は自立支援協議会や各事業所等へ広くフィードバックしていく形にしていきたい。</p> <p>(3)差別解消法から～事例検討～ 合理的配慮に係る3事例について、グループに分かれて討議した。</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>							
ま と め	<p>事例検討を行い、合理的配慮について意見交換ができた。今後も事例の共有を積み重ね、圏域内での認識を統一していく必要がある。</p>							
次 回	<p>平成28年7月28日(木)14:00～17:00 いなっせ5階501～503研修室 第2回権利擁護部会・就業支援部会の合同部会 「障害者差別解消法・合理的配慮シンポジウム」 基調講演 眞保 智子氏(法政大学 教授)</p>							

会議	部会名	第 2 回 就業支援・権利擁護 部会	参加者数	65 人	会場	伊那市生涯学習センター(いなっせ) 5階 501・502・503研修室
	日時	平成 28 年 7 月 28 日 (木) 14:00 ~ 17:00				
主 テ ー マ	<p>講演会 『働きがいのある職場に向けて合理的配慮を考える』 講師 法政大学現代福祉学部 教授 眞保 智子 氏 シンポジウム シンポジウム 『それぞれの立場から“合理的配慮”を語る～教育・労働・福祉・権利擁護～』 シンポジスト ハローワーク伊那 雇用指導官 塩澤 禎信 氏 ひなた法律事務所 弁護士 太田 明良 氏 伊那北小学校 特別支援コーディネーター 塩入 健 氏 障がい者多機能型事業所おぶしょん 所長 宮内 宏 氏 コーディネーター 上伊那成年後見センター所長 矢澤 秀樹 氏 助言者 眞保 智子 氏</p>					
主 な 意 見 な ど	<p>1 開会 辰野ADよりあいさつ 上伊那自立支援協議会は10年目の節目を迎える。11年目には10年間の成果を発表できるようにしたい。</p> <p>2 基調講演 講師 法政大学現代福祉学部 教授 眞保 智子 氏 職場定着していくための合理的配慮と差別解消について。企業も障がい者もお互い譲り合い、支援者がいかに企業に対して作業の“やりやすさ”を提案できるか。また障がい者個人の特性の向こう側をみて支援していく事が大切。特性の向こう側を見ていくと、その方個人の可能性は大いに広がっていく。そのような見方をする事により“障がい者雇用だから配慮”ではなく、高齢化した社員、新入社員、さまざまな社員の働きやすさに繋がっていくのではないかと。</p> <p>3 シンポジウム ・ハローワーク伊那 雇用指導官 塩澤 禎信 氏 ハローワークとしては、差別解消と合理的配慮に関しての内容が記載されたチラシを事業主に配布した他、求人受付の際に“差別的な表現”があった場合は注意喚起・説明し訂正していただく。合理的配慮としては、ケースバイケースではあるが一般求人への応募の際にご本人の同意のもと特性を企業側にお伝えし判断していただいている。ただ今まで障がい者雇用をしていなかった企業はイメージが湧かず雇用に踏み切れないこともある。また、合理的配慮についてのQ&Aを厚生労働省ホームページに掲載している。</p> <p>・ひなた法律事務所 弁護士 太田 明良 氏 権利擁護・法律の観点から。そもそもなぜ差別解消、合理的配慮の法律ができたのか・・・。憲法14条第1項で示されていた「すべての人は平等である」というところからきていたが、意味合い・解釈がファジーであった。平等でなければいけないが、はみでてはいけない枠もある。「枠の中で許されること」を合理的に区別していこうということが法となった。民法でしか縛られなかったところから、法が施行され、具体的に動けるようになったことにより、関係者としては紛争等も不安になりがちではあるが、今も皆さんが当たり前に取り組みされている「相手を見て何が必要か考えていけば」恐れる事はないのではないかと。</p> <p>・伊那北小学校 特別支援コーディネーター 塩入 健 氏 教育の立場から個人的見解として聞いてほしい。とし、特別支援教育と呼ばれているが何も特別なことはなく、そもそも教育と言うのは“個に応じた教育”となっているためその子に合った教育をするのは当たり前のこと。“特別支援学級”という言葉が壁を作った部分もある。教育のユニバーサルデザインを目指したい。高等学校にも特別支援学級の設置や、副学籍制度の動きやも出てきている。教育の現場では“合理的配慮”というとらえ方はせず、幼少期からの“当たり前の気配り”として自然に身につくよう教育していきたい。</p> <p>・障がい者多機能型事業所おぶしょん 所長 宮内 宏 氏 OJTもされているため福祉・就労の観点から。実際“合理的配慮”についてスタッフや利用者に聞いてみてもわからない人が多い。支援者主体の理解にならないように、視野を広げてみていきたい。合理的配慮について、企業には浸透していくと思うが当事者・事業所・教育などへの周知はどうなっていくのか・・・双方の譲り合いが必要である。とし、おぶしょんとしては一般企業に出る準備として訓練していこうと思っている。</p> <p>※4人のシンポジストに発表いただいた後、一般企業での合理的配慮に関する意見をいただいた。 ・オリンパスサポートメイト グループリーダー 武居 和彦 氏 今回の法改正に際し、4月1日本社人事より全従業員あてに概要が配信された。内容としては、合理配慮の提供義務と相談窓口の設置に関して。本社からグループリーダーあてに説明を受けた後、サポートメイト家族へ概要を書面にて通知。 実際に行った取り組みとしては、面談の実施。“本人が望む合理的配慮”ということで作業内容・環境。賃金等の項目がある会社独自のシートを使用し指導員が面談した。すぐに解決できるものと、グループ・企業で解決できるものを精査し期限を決め本人たち(保護者含)にフィードバックした。サポートメイトスタッフから出た意見は課題として、事業所にはデータとして保存。その際に、プライバシー保護や合理的配慮を要求したことで本人たちに不利にならないように注意した。障がいを理由にリミッターをかけず“この先、さらにできることはないか”努力していくための記録シートを作成し実践している。</p> <p>・助言者:眞保 智子 氏 企業の生の声や各シンポジストの方々のお話を聞くことができとても参考になった。大企業において合理的配慮理解への取り組みは、トップダウンの難しさが課題となっていることを改めて感じた。私達がより努力していくべき点である。 今回、自立支援協議会に呼んでいただき、お忙しい中たくさんの方々が集まり、理解を深めようとするこの上伊那圏域自立支援協議会 様々な立場から「合理的配慮」を語っていただくことで幅の広い意見交換ができた。障害特性は人それぞれであり、合理的配慮は人と人との共同作業であること。できたばかりのこの制度を、どのようにひろく周知し、根付かせていくのが課題になっていることが理解できた。</p>					
ま と め						
次 回	<p>・8月24日 KOA株式会社 見学会 ・9月9日 就業支援部会、生活支援・人材育成部会 合同開催 「事業所によるプレゼンテーション」 「福祉就労事業所による製品の展示・販売会」</p>					

会議	部会名	第 3 回 権利擁護 部会	参加者数	23 人	会場	伊那市まちづくりセンター 大会議室
	日時	平成 28 年 11 月 21 日 (月) ～				
主 テ ー マ	<p>1 上伊那圏域差別解消協議会の進捗状況について</p> <p>2 職員対応要領の策定状況について</p> <p>3 「合理的配慮についてのシンポジウム」の参加報告</p> <p>4 事例検討</p>					
主 な 意 見 な ど	<p>1 について (駒ヶ根市 福祉課 松井みすゞ 氏)</p> <p>市町村を中心に9月10日に上伊那圏域差別解消協議会を設置した。この協議会については自立支援協議会と同様のものと考えており、来年の全体会で改めて報告をしたいと考えている。協議会の中に検討委員会(事務局)を設け、市町村、正副部会長、きりあを中心に進めていく。検討委員会については今回の権利擁護部会後に顔合わせを行う。現在は全体に報告する事例はまだない。</p> <p>2 について (伊那保健福祉事務所 福祉課 宮城清幸 氏)</p> <p>県より市町村の対応状況のとりまとめがあったため、その報告。対応要領については全県の市町村の10月1日現在の状況の報告。上伊那圏域では策定済み、策定予定がおおよそ半々の状況。策定予定の市町村も平成28年度内で策定予定のため、29年度には全市町村で策定済みの状況となる見込み。17条の規定にある地域協議会の設置状況について、設置済みなのは上伊那圏域と上小圏域であり、それ以外の圏域については設置予定または未定となっており、全県では職員対応要領よりも進み方が遅い状況にある。広域での設置については圏域ごとによって状況が異なると推察される状況であるとのこと。</p> <p>3 について (上伊那圏域障がい者総合支援センターきりあ 北嶋昭 氏)</p> <p>7月27日に生活支援部会との合同で真保さとこ先生をお招きし、合理的配慮について色々な立場でお話をいただいた。部会横断でもとてもよい機会になった。</p> <p>4 権利擁護に関する事例検討 触法に関する事例検討 事例提供者</p> <p>①伊那市 福祉課 井口真奈香 氏 合理的配慮に関する対応についての事例</p> <p>②ひなた法律事務所 弁護士 太田明良 氏 障がいのある方の触法行為に関する事例</p> <p>③グループ討議 障がいがある方が犯罪を犯してしまう、もしくは巻き込まれてしまう場合に司法への入口支援として何ができるか、障がい特性をどうとらえ、判断していくか、社会復帰に向けた自立に向けた出口支援はどうしたら良いか、ということについての意見交換。 グループごとの意見交換の発表では以下のような意見がまとめとして出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・触法障がい者に対して地域の受け皿をいかにつくるか、そこへの移行期間も必要ではないか。 ・入口の場面で支援が必要かどうかを司法関係者が気付けるかどうか、出口は地域でのネットワークが必要で、地域の中でそこをいかに作れるかが課題。こういった面をふくめ触法障害者について考えていかなければならない。 ・触法対応に関わっては、需要の姿勢も必要だが事実を整理し、受け止めていくことも必要。 ・障がい特性がはっきりわかるケースであれば比較的対応がなされやすいが、なかなか特性が見えにくい方について、刑事手続きをしていく際にどれだけ気付けるかということが重要となる。 					
ま と め	合理的配慮については引き続きそれぞれの機関で検討を重ねていく。 在宅障害者も増えている中で、司法との連携していく中で一部の機関だけが頑張ろうとするのではなく、地域としてどのように自立や社会復帰を支えていく形を作れるかを考えていく必要性がある。					
次 回	松本少年刑務所の見学と地域定着支援センターの方の話聞き、地域として触法障害者の支援の在り方を検討していく。					

会議	部会名	第 4 回 権利擁護 部会	参加者数	18 人	会場	松本少年刑務所
	日時	平成 29 年 1 月 11 日 (水) 13:30 ~ 16:00				
主 テ ー マ	罪に問われた障がい者等支援矯正施設視察研修会					
主 な 意 見 な ど	<p>1 刑務所及び受刑者の現状について 松本少年刑務所処遇部企画部門 統括矯正官 辻 和雄 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑務所への入所者は全体としては減少しているが、再犯率が高い。国としても数年前から再犯防止に力を入れており、そのために出所者に「居場所」と「出番」の創出に取り組んでいる。 ・刑務所内での高齢化が問題になっており、20年で約4倍の割合になっている。入所者の約14%が認知症というデータもある。罪を繰り返して高齢になっている受刑者が多く、高齢者対策にはすなわち若年者支援が重要になる。若年者にいかに累犯をさせないようにするか。 ・松本少年刑務所(26歳未満の男性受刑者を収容)ではIQ70未満(知的障がい)に該当の入所者が約2割。グレーゾーンの受刑者も多い。全国の刑務所でも同様の傾向。生活環境が整っていないケースも多く、福祉的、教育的視点からの支援も重要。本来、少年院は「矯正教育」が目的だが、刑務所は「刑罰執行」が目的。しかし刑務所でも教育を取り入れていくための刑法改正が議論されている。 ・辻氏の前任地(医療少年院)での経験を振り返っても、本人の特性に合った支援を受けて来なかったり、過酷な家庭環境の中で生き抜いていく方法(=必要行動)として結果的に犯罪に手を染めてしまった少年が多い。出所時の受け入れ環境を整えられず、再犯に繋がっていく。 ・一度罪を犯すと、「刑務所帰りの経歴」や「罪名」で周りが受け入れに消極的になってしまうことが多い。しかし、受刑者個人を知り、犯罪に至る経過を聞くと、現在福祉につながっている利用者と何ら変わらないことを理解して頂けると思う。 ・刑務所でも社会福祉士を配置したり、地域生活定着支援センターと連携を取って出所後の支援に取り組んでいるが、実際に受け入れて支援していくのは地域。「問題行動」=「必要行動」「支援材料」と認識してもらい、未来志向で一緒に支援をしていてもらいたい。 <p>2 松本少年刑務所施設内見学 ・受刑者の作業工場や生活棟、全国唯一の刑務所内の公立中学校分校等の見学。</p> <p>3 質疑応答、参加者の感想等 ・過去に出所者を受け入れたことがある。受け入れ前は「どんな人が来るのか」と恐怖心はあったが、やはり接して本人を知ると他の利用者とは変わらないと感じた。 ・受け入れた出所者が何か問題を起こしたらどうしようという思いはある。</p>					
ま と め	刑務所が抱える現状を知り、地域での出所者支援のニーズの高まりを感じることができた。刑務所等司法の関係者とも連携を取りながら、できる支援について考えていきたい。					
次 回	2017年2月1日(水) 13:30~15:30 伊那市福祉まちづくりセンター 2階 大会議室 長野県地域生活定着支援センター職員による講演					

会議	部会名	第 5 回	権利擁護	部会	参加者数	20 人	会場	伊那市福祉まちづくりセンター 大会議室
	日時	平成 29 年 2 月 1 日 (水) 13:30 ~ 15:30						
主 テ ー マ	1 学習会 (1)講演「累犯障がい者等の福祉支援について」 (2)グループワーク							
主 な 意 見 な ど	1 について (1)について (長野県地域生活定着支援センター 副センター長 石川 貴浩 氏) ・地域生活定着支援センターは司法と福祉を結ぶ架け橋の役割を担うことを目的にH21から開始された事業。長野県ではH22から設置。設置の背景としては、刑務所への入所者に高齢者や知的障がい者の割合がかなり高く、安定した生活基盤の確保によって犯罪に結びつかずに済むケースが多く見られること等がある。 ・センターの主な業務は保護観察所からの依頼により矯正施設退所者の福祉サービス調整等を行う「コーディネート」、出所後の地域生活の定着に向けた支援を行う「フォローアップ」、その他の相談の「相談支援」の3つに分けられる。 ・センターでの支援対象となるのは「特別調整」に該当する入所者。入所者の中でも高齢または障がい者で福祉サービス等を受ける必要があり、本人が支援を受ける意思がある等の条件を満たした人が特別調整になるため、センターが関われる入所者は少ない。 ・刑務所では自由も無いが、不自由もない。社会に出ても大変で「刑務所がいい」と話す受刑者もいる。設備面で福祉施設よりも刑務所の方が良い場合もあり、福祉水準の見直しや底上げも必要。 ・本人を罪名で判断せず、そこに至る経過を知り、ストレングスに注目していくことが大切。また、誰であっても生きがいや楽しみなど “その人らしく” 暮らせることを大事にしたい。 ・触法者に対する偏見や不安からなかなか積極的に受け入れてもらえない。また、地域力の差もある。しかし、触法者が地域に定着していくためには地域との連携・協働が欠かせない。ご理解、ご協力をお願いしたい。 (2)グループワーク ・支援意思の無い人、希望しない人に対しての支援はどうするのか。本人が希望しなくても、本当は支援が必要かもしれない。 ・触法者に対して、個人的には理解できる所もあるが、事業所として受け入れるとなると困難な側面が出てくるのが現実。 ・触法前の支援が重要。 ・支援者に負担が多いのは事実。支援者を増やすことが重要。 ・支援の輪が広がれば、そこにも配慮する必要があるのが課題。 等の意見が出された。							
ま と め	地域生活定着支援センターの業務について理解を深めることができた。同時に、地域でどのように受け入れていくのか、定着支援センターの支援対象にならなかった出所者へはどうしていくのか等の課題も見えた。							
次 回								